

津市監査委員告示第4号

令和4年3月2日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求書について、要件審査を実施した結果を、令和4年3月14日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、津市住民監査請求事務取扱要領第9条第7項の規定に基づき、公表する。

令和4年3月22日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 堀 口 順 也

第1 請求の受付

1 受付年月日

本件監査請求書は、令和4年3月2日に受付した。

2 請求人の住所・氏名（請求書記載順）

津市 豊田 光治

津市 和田 甲子雄

津市 正路 勝

3 請求の要旨（令和4年3月4日に差し替え提出された請求書の要旨をほぼ原文のまま記載）

津市は、田邊哲司に騙取された資源物持ち去り防止パトロール業務の委託費5,168万6,319円について、田邊哲司に対し、5,168万6,319円の不当利得返還請求権又は不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、津市長前葉泰幸は騙取された5,168万6,319円のうち2,912万5,637円を請求しただけで、残りの3,821万6,440円を損益相殺と称して請求しないで放置していることは、財産の管理を怠る事実として違法であり、当該怠る事実によって津市は3,821万6,440円の損害を被っているので、津市長前葉泰幸の怠る事実の違法を確認し、津市長前葉泰幸に対し、当該怠る事実を是正するに必要な措置を講ずるように勧告することを求める。

第2 請求の却下理由

本件監査請求は、請求人3名を含む市民19名により、令和3年6月15日付けで請求のあった「相生町自治会長田辺哲司氏に業務委託した資源ごみ持ち去り防止パトロール事業費の支払いに関する措置請求書」において監査対象とした財産の管理を怠る事実について、平成20年の最高裁第三小法廷判決を根拠として、新たな違法事由を追加して、再度の同一内容の請求をしたものと解される。

昭和62年2月20日最高裁判所第二小法廷判決によると「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の

点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではないからである。また、住民監査請求の制度は、住民訴訟の前置手続として、まず当該普通地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は当該怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解せられるところ、地方自治法第242条の2第1項は、「普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、（中略）裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもって次の各号に掲げる請求をすることができる。」と規定し、住民訴訟は監査請求の対象とした違法な行為又は怠る事実についてこれを提起すべきものとされているのであって、当該行為又は当該怠る事実について監査請求を経た以上、訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていないものと解せられる。したがって、主張する違法事由が異なるごとに監査請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないといわざるを得ない。」とされており、本件請求について監査を実施する必要性は認められない。

また、既になされた住民監査請求と同一の住民監査請求を再度行うことの適法性の判断については、同判決において「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」とされており、同一請求人による同一内容の住民監査請求は、いわゆる一事不再理の原則により不適法な住民監査請求となる。

よって、本件監査請求を却下するものである。

以上